



# 高知市事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている事業者に対して、事業継続を支援するために、[高知市独自の給付金](#)を支給します。

## 給付額

▶中小法人等⇒上限**20**万円 ▶個人事業者⇒上限**10**万円

## 給付対象者

▶給付金の給付対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。

### (1) 共通要件

- 令和2年3月31日までに開業しており、今後も事業を継続する意思があること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、原則、令和2年1月から12月までのうち事業収入が前年同月比で**20%以上50%未満**減少していること。

□ **申請日において国の持続化給付金の支給対象に該当しないこと**

- 市税の滞納がないこと。
- 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条 各号に定める暴力団員に該当しないこと。

### (2) 中小法人等の要件

- 高知市内に本店、又は支店もしくは事業所を有していること。
- 令和2年4月1日時点において、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

### (3) 個人事業者の要件

- 高知市内に住所を有していること。
- 令和元年12月31日までに開業している方は、令和元年分の確定申告をしていること。

## お問い合わせ先

▶高知市事業者支援給付金事務局

TEL [088-855-8111](tel:088-855-8111)（専用ダイヤル） FAX 088-855-8144

[対応時間] 6月5日（金）から6月30日（火）まで 午前8時30分から午後7時（平日のみ）  
7月1日（水）から 午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

**申請の流れについては裏面をご覧ください。**

# 申請の流れ

▶申請受付期間 令和2年6月5日(金)～令和3年2月28日(日)

※当日消印有効

## ①申請書類を入手

- (1) 高知市ホームページから印刷またはダウンロードができます。
- (2) 窓口で受け取り（以下の場所で配布しています。）ができます。
  - ・高知市役所本庁舎総合案内，高知商工会議所等

## ②申請書類の作成

- (1) 給付申請書兼請求書を記入します。
- (2) 添付する書類（すべて写しで可）を準備します。

### ▶中小法人等

- ・確定申告書別表1の控え
- ・法人事業概況説明書
- ・収入額を比較できる各月の売上台帳等
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等

### ▶個人事業者

- ・確定申告書第1表の控え
- ・所得税青色申告決算書の控え（青色申告の場合）
- ・収入額を比較できる各月の売上台帳等
- ・振込先口座と口座名義がわかる通帳等
- ・運転免許証等の本人確認書類

## ③申請書類を提出

《郵送先》 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

高知市事業者支援給付金申請受付係 行

**⚠ 感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください！**

- 申請受付後，書類確認・審査を行い，申請に不備がない場合は3週間程度で口座に入金予定です。
- 給付金の入金を持って給付決定の通知に代えます。不支給となった場合は不支給決定通知書を送付します。

### ▶申請に関する相談窓口 **予約制**

高知市事業者支援給付金事務局

高知市役所南別館4階（高知市本町5丁目6-13）

開設時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

※ご相談は感染拡大防止のため，電話での予約制となっています。（TEL：088-855-8111）

開設時間内でご希望の時間をお知らせください。